

報告

# 二〇〇三年先住民作業部会と国連人権小委員会報告

友永 雄吾

## 要 約

本稿は、昨夏、筆者がIMADR（反差別国際運動）ジュネーブ事務所のインターンとして参加した第二一会期先住民作業部会と第五会期人権小委員会に関する報告である。まず、先住民が今日直面する問題と今後の課題を概観し、次に、二〇〇〇年以降小委員会で注目を集めている「職業と世系に基づく差別」に関する現状と今後の展望について示す。最後に、作業部会と小委員会がそれぞれ抱える問題を分析し、当事者が如何に国連という国際機関を効果的に活用し、問題の改善と国際的連帯を促進できるか考察する。

二〇〇三年夏、私はジュネーブにて開催された第二一会期先住民作業部会（以下「作業部会」と第五会期国連人権推進及び擁護のための小委員会（以下「小委員会」）に、IMADR（反差別国際運動）のインターンとして参加した。

私はオーストラリア先住民民族に関する問題を勉強するため、二〇〇一年から二〇〇三年までオーストラリアのメルボルンにある大学に留学した。このオーストラリア留学で得た経験から、国際的な舞台上で、先住民が如何

に連帯し、協働できるかということに興味を持つようになり、その現状を直接確かめたくなったことがIMADRジュネーブ事務所でのインターンに応募した主な動機であった。

しかし、今インターンで私は、作業部会より、小委員会の議題項目の一つである「職業と世系に基づく差別」に関与することで、当事者や国際NGOなどの国際連帯と協働が重要であることを、実感させられることとなった。以下、今会期作業部会と小委員会についての概要を

示し、後に、小委員会でIMADRインターンの一員として得た経験を詳しく述べる。更に、作業部会と小委員会が抱える今日の問題点を国連の構造改革の観点から考察する。最後に、当事者が如何に国連という国際機関を実践的に活用し、国際的に連帯、協働できるかということに関する私の考えを示す。

## 一 第二二会期先住民作業部会

作業部会は一九八二年、先住民の人権と基本的自由を擁護、促進し、先住民の権利に関する国際基準を改善するため、小委員会のもと設立された機関で、五人の専門家からなる。今会期作業部会は七月二一日から二十五日まで開催された。また、作業部会開始前の一九日、二〇日と、準備会議が先住民の当事者を中心にその他NGOや専門家を含め開催され、本会議で討議される項目についての再確認が主に議論された。

ブラジル出身のマルチネス委員が議長として選出された今会期では、「グローバルバリエーションと先住民」が主要テーマとなり、①グローバルバリエーションが先住民に与える影響、②国連で先住民問題を扱う諸機関が、独立性を保ちながら補足できる関係性を構築するための

将来的展望、③環境破壊のため、崩壊の危機に直面している領域に住む先住民への緊急人権課題、④法制度の基準設定活動、⑤先住民の二〇年（一九九五―二〇〇四）に関する問題、⑥反人種主義・差別撤廃世界会議の再点検と先住民問題、といった項目が議論された。以下では上記項目のいくつかの議論について概観する。

### 1 グローバリゼーションと先住民の問題

今日多くの先住民は、グローバルバリエーションの影響により彼／彼女らの生活の根源となる土地、文化、アイデンティティが脅かされてきている。当事者や専門家ははじめとする多くの参加者は、グローバルバリエーションが先住民に与えるこういった影響を、新たな植民地主義の形態であると指摘した。セネガル出身のギゼー委員はグローバルバリエーションと先住民の問題に関し、先住民の法的権利が欠落していること、文化的アイデンティティが危機に瀕していること、土地と自然資源の略奪、女性と子どもの法的権利の剥奪などについて報告した。特に委員は、グローバルバリエーションの土地や天然資源開発に関する課題として、先住民との同意のない、政府や多国籍企業による開発計画による土地や天然資源のさらなる略奪を避けることが必要であると警告した。

## 2 先住民族問題を扱う国連諸機関の将来的展望

二〇〇二年、先住民族問題に関する常設フォーラム(以下常設フォーラム)が設置され、作業部会について国連で先住民族問題を取り扱う機関が設立された。常設フォーラムは一〇日間の会期で年に一度開催され、作業部会に比べ、国連において経済社会理事会の直属機関となるため、強い権限が付与されている。さらに、常設フォーラムと作業部会の果たす役割が類似することもあり、米  
国やオーストラリアをはじめとする国連加盟国政府は、国連に二つの先住民族問題を取り扱う機関は必要ないと主張し、国連機関としての作業部会が存続することが必要か否か議論された。常設フォーラムの議長を務めるマーガー委員(ノルウェー)は、常設フォーラムは、専門家のアドバイス、勧告を国連諸機関に伝え、先住民族問題を喚起する義務を持つ助言機関であると説明した。さらに委員は、作業部会は先住民族の権利に関する基準を  
発展・改善する義務を持つ機関であると説明した。したがってこれら二つの部会が果たす役割は異なり、同じ部会が並存しているわけではないことを、彼は強調した。

この結果、経済社会理事会は、作業部会の今後の存続に関する決定を二〇〇四年まで延期した。また小委員会

は、先住民族問題を扱う特別報告者、常設フォーラム、作業部会のそれぞれの特徴を生かし、相互に補い合う関係作りを、経済社会理事会が支持すべきであることを要求した決議を採択した。

## 3 先住民族に関する基準設定

先住民族に関する権利宣言草案(以下権利宣言草案)が、二〇〇四年の「先住民の国際一〇年」が終了するまでに総会で採択されるか否かが、基準設定の議題で議論された。権利宣言草案にある「先住民族の自決権」や「土地権」を中心とする「集団の権利」に関する項目が、この議論で特に焦点となった。国連が国民国家を基調とし個人の権利を擁護および促進する目的で構成されているため、先住民族の集団の権利は国連の方針に反することになりかねない。このため、米国、オーストラリアを中心とする国連加盟国政府は、権利宣言草案を否定し続けている。先住民族の多くの代表者は、国連で権利宣言草案が採択されるためには、人権委員会にさらなる効果的な取り決めができる新たな機関を設定することが必要であると勧告した。また、国際法の専門家を委員として持つ作業部会が、新たな機関や基準設定を促進するために重要な役割を果たすことも指摘された。

#### 4 先住民の国際一〇年に関する問題

「先住民の国際一〇年（一九九五―二〇〇四）」は二〇〇四年に幕を閉じる。期間中、先住民が直面する問題や権利が、すべて解決されたとは言えない。しかし、作業部会が果たす役割、常設フォーラムの設置、権利宣言草案に関する基準設定などが議論または設置されたことは確かである。さらに先住民コーカスは、①「先住民の国際一〇年」の延長、②権利宣言草案の早期批准、③常設フォーラムの強化、④法的基準設定を進展させるため、先住民団体、先住民専門家、多くの国連機関の間に仲介システムの設定を、「一〇年」の終了までの課題として掲げた。この問題は、小委員会においても取り上げられ、人権委員会に提案することとなった。

以上、今会期作業部会では、グローバル化と先住民を主要テーマに、当事者が中心となり、NGO、政府、専門家による懸命な討議が行われた。日本からは、アイヌ民族と沖縄からの代表が参加し、特に自らの言語や文化がグローバル化の影響で脅かされてきていることに関する声明があった。結果、作業部会の存続、「第二次先住民の国際一〇年」の継続などが提唱された。

#### 二 第五五会期人権小委員会

小委員会は、国連人権委員会(2)の下におかれた二六名の専門家から構成される機関で、主な目的は、世界人権宣言を考慮に入れて研究を進め、あらゆる差別からの擁護に関する意見を、国連人権委員会に勧告することである。第五五会期の小委員会は七月二十八日から八月一五日まで開催され、人権高等弁務官代行ラムシヤラン氏（スリナム）の、小委員会が直面する「新しい挑戦」という激励の言葉とともに開幕した。

モロッコ出身のワルザジ委員が議長に選出され、議題2…各国の、特に被植民地、被支配国における人種差別・隔離政策を含む人権侵害と自由の侵害に対する問題、議題3…司法行政、議題4…経済的、社会的及び文化的権利の実現、議題5…差別防止―a人種主義、人種差別、外国人排斥に関する差別の防止、b先住民族に対する差別防止と保護、cマイノリティの人々に対する差別の防止および保護、議題6…人権問題に関する特定のテーマ―a女性と人権、b現代的奴隷制、c新たな優先事項（テロリズム）、といった議題の討議が進められた。これらの諸問題を討議する以前に、小委員会の下に設置されて

いる奴隷制作業部会、マイノリティ作業部会、前述した先住民作業部会が開催された。会期中には、司法制作業部会、多国籍企業作業部会が並行して開かれた。

### 1 職業と世系に基づく差別

I M A D R は例年同様、上記した議題5c (マイノリティの人々に対する差別の防止および保護) の小議題として二〇〇〇年から採択された、「職業と世系に基づく差別」の問題に注目した。国連におけるこの研究の背景には、一九七〇年代中頃から、部落解放同盟の働きかけにより、部落問題の国際的な討議が国際人権規約委員会、人種差別撤廃委員会 (以下 C E R D) などの国連機関で始まったことがあげられる。また、国際ダリット連帯ネットワーク<sup>3)</sup> (以下、I D S N) の結成以降、世界各国に存在する類似した差別と闘う当事者と協調、連帯することとで、部落問題は普遍的問題として捉えられるようになった。

小委員会では、一九八〇年代初めから N G O を中心に当該差別に関する議論が始まる。二〇〇〇年に、人権小委員会は「職業と世系に基づく差別」に関する決議を議題5の重要課題として採択し、これに基づいて、二〇〇一年に最初の調査報告書がグネセケレ委員 (スリランカ)

によって作成された。この報告書では、主にインド、スリランカ、ネパール、日本、パキスタンにおける当該差別の問題が取り上げられた。また、当該差別に直面している人々の数は二億五千万人に達すると推測され、積極的な救済措置 (特に差別を処罰すること) が必要であると勧告した。ついでグネセケレ委員は、人権小委員会からアジアの国々に限らずその他の国に存在する問題についても研究し、報告することを求められた。しかし、彼は委員に再選されず、その代わりとして、アイデ委員 (ノルウェー) と横田委員 (日本) がこの研究を引き継ぎ、今回の人権小委員会の報告に至った。

当該差別に対するその他の国際機関の働きかけとして、二〇〇一年、南アフリカのダーバンで開かれた反人種主義・差別撤廃世界会議では、N G O の行動計画書に「職業と世系に基づく差別」に関する文言が記載された。二〇〇二年八月には、C E R D において当該差別問題に対する歴史的会合が開かれた。この会合で、職業と世系 (門地) についての定義を明確にし、この条約を批准している国に対し具体的な措置を行うよう勧告した「一般的勧告29」が採択された。

## 2 当該差別に対するその他の国際機関の働きかけ

アイデ／横田委員の拡大作業文書は、「序文」、「1. アジア以外で影響を受けているコミュニティ」、「2. 職業と世系に基づく差別のさまざまなケースに共通する特徴」、「3. 結論」、「4. 勧告」から構成されている。「1. アジア以外で影響を受けているコミュニティ」では、A. 西アフリカの内婚制職業集団（鍛冶屋、陶工、グリオ等）、B. 北東アフリカの集団（ディム他）、C. 北東アフリカの元猟師・採集人、D. ソマリアのサブ集団（ミドゥウガンーマディバン、トゥマル、イビール）、E. イエメンのアクダム、F. イボランドのオス、G. 離散コミュニティ（とりわけ、南アジア、西アフリカ、ソマリ人および日系人の離散コミュニティ）、H. 職業と世系に基づいて差別される種族的マイノリティ（ロマ・シンティ）、が取り上げられている。

「4. 勧告」では、小委員会が行う必要があることとして、①この差別が発生する状況の調査をさらに進めること、②政府との対話や回答をもとに、この差別を解消するための憲法上、立法上及び行政上の措置の検討を含む残された問題に関して、第三回作業文書の作成を委任することを検討すること、③この差別の効果的な撤廃の

ための基本方針ならびにガイドライン（または、総会による採択のための職業と世系に基づく差別に関する宣言）の起草を目的とした研究を提案すること、④上記を目的としたセミナーの開催を提案することを検討すること、などが盛り込まれている。

## 3 IMADRの活動

IDSNおよび、そのメンバーであるIMADRの主な関心は、①研究の継続、②当該研究へのCERDの関与、③現場（当事者）の声を伝えること、であった。小委員会の日程では、「職業と世系に基づく差別」に関する項目が八月一日と一二日に討議されることになっていった。このため、私たちIMADRインターンは上記した事項を達成するため、小委員会が始まる以前からロビーイング活動にとりかかった。

①では、アイデ／横田両委員が研究を継続する意志を示し、共同研究の継続が可能となった。②に関しては、英国出身のソーンベリーCERD委員が小委員会に招待され、この研究について専門家としての意見を述べている。③の現場（当事者）の声については、IDSNの財政支援もあり、セネガルのシィ氏がIMADRの名のもと、セネガルのカースト差別の現状を伝え、その撤廃の

ため教育の重要性を強調した。また、ソマリア出身の、サマド氏、デウベ氏（米国在住）、レリュ氏（英国在住）も参加し、サマド氏がIDSNのメンバーであるアンチ・スレーバリー・インターナショナル（Anti Slavery International）の名のもと、ソマリア国内およびディアスポラ<sup>(5)</sup>におけるカースト差別の現状を語った。

I M A D Rは今回、アフリカからの参加者に対し発言の機会だけでなく、今後、彼／彼女らにとって活動の糧となるよう、アイデ委員や横田委員を含め、この問題に関心を持つ小委員会委員、さらにこの問題に近年関心を寄せているUNESCOの代表者と会合の機会を設けた。これに加え、当事者間で差別の現状について討議した。

特に、卓を囲んだ討論では、シイ氏は、セネガルの被差別カーストが、職業と名前によって判断できること、また、結婚は同一集団内に限られていることに言及した。サマド氏は、二年ほど前にソマリアで、ある母親が、娘の夫が被差別カースト出身者であることを知り、娘とその夫、さらにふたりの赤ん坊を殺害した事件を語った。レリュ氏は、ソマリアのカースト問題の現状を研究し、世間に知らせるため、このような事例を収集している。また、デウベ氏は、移住したアメリカにおいて、ソマリア人コミュニティや学校で未だ差別が存在していること

を強調し、彼女自身の自伝を執筆中であること、自分が所属しているNGOについても語った。

#### 4 研究報告書へのNGO・政府・専門家の反応

多くの小委員会委員ならびにNGO団体が当該報告書を評価、歓迎する発言を行った。

ソーンベリーCERD委員は報告書を評価し、当該差別に対するCERDの役割と、小委員会との共同研究の重要性を強調した。

横田委員は、人種差別撤廃条約を除く国際人権条約は特にこの差別を言及していないと指摘。当該差別は民主主義だけでは適切に対応できないため、小委員会を含む国際社会が、関係政府と共同しこの問題を啓発する必要があると強調。当該問題を適切に対処するには、国際社会や関係政府が①問題の存在を認め、②差別の撤廃を硬く決意し、③差別禁止のため立法、行政、財政的支援等、必要とされるすべての措置をとり、教育や市民の認識を高めるための活動を促進することが不可欠である、と唱えた。

ハンブソン委員（英国）は、貧困下にある人と、職業と世系に基づく差別に直面する人の区別が困難であり、この問題に関するさらなる研究の必要性を唱え、ディア

スハラ社会における当該差別の現状とそれを撤廃するための政府の役割を確認。さらに出身者の女性の出産の扱いなど、ヘルスケアにおける当該差別の有無について質問を投げかけた。

他方、ナイジェリア出身のボヌ委員は、報告書中のナイジェリアにおけるカースト差別の記述について、そのような差別はもはや存在しないという趣旨のコメントを出している。さらにイエメン政府代表は、自国におけるカースト差別の存在を全面否定。インド政府代表はカースト問題の研究自体に対し反対の声明を述べている。

以上の結果、小委員会にて決議2003/22が無投票で採択された。この決議で注目されるのは、①関係政府によりとられている、法、司法、行政ならびに教育的措置の研究、②当該差別を受けているさらなるコミュニティの特定、③CERD「一般的勧告29」を十分に考慮して、CERD、ILO、UNESCOをはじめとした関連する国際的な人権条約機関および国連諸機関と協力および共同して、中央政府（連邦政府含む）および地方政府だけでなく、職業と世系に基づく差別が頻繁におこる企業、学校、宗教施設、その他の公的場所といった私的部門をも含むすべての関連する行為体のための、差別を撤廃するための原則および指針案を作成すること、等を含むさ

らなる研究報告書を作成し、次回第五六会期小委員会に提出することをアイデ・横田委員に求めたことである。<sup>6</sup>

## 5 第二次人権教育のための国連一〇年

今会期小委員会でもう一つ注目される決議は、今年度をもって終了を迎える「人権教育のための国連一〇年」の延長に関するものである。人権教育の国連一〇年が始まった一九九五年以降、小委員会にてこの問題が議論されたのは今回が初めてであった。国連で長くこの問題に関わりを持ってきた創価学会インターナショナル・ジュネーブ国連連絡所代表の藤井氏は、小委員会がこの問題を扱うことは予期していなかったので、ロビーイング活動の準備が十分できていざ、声明文すらも当日になるまで作成できていなかったという事実を語った。当該問題が小委員会では扱われるようになったのは、七月三〇日に横田委員が行った「来年度会期で既存の国連一〇年の成果を評価し、その評価に基づいて第二次人権教育のための国連一〇年を提案する」という発言に起因する。限られた期間で、人権教育に関心を持つNGOでまず共同声明を作成する行動を起こし、当該問題が小委員会では注目され、小委員会が決議を起草するようにロビーイング活動を始めた。IMADRもこの共同声明に参加し、「新



しい優先事項」を含む議題6「人権問題に関する特定のテーマ」の枠組みで共同声明文を読み上げた。この議論に対する小委員会の「人権教育のための国連一〇年」に関する決議は、小委員会の専門家の後押しもあり満場一致で採択された。この決議の結果、「第二次人権教育のための国連一〇年」に関する問題は、国連機関を中心に戻す注目されるようになるだろう。今後に残された課題は、人権委員会さらには総会でのこの問題が討議され、それぞれの機関で決議が採択されるか否かである。

三週間という限られた期間で、小委員会は議題項目すべてを終了し、二〇〇五年一月一日から「第二次人権教育のための国連一〇年」の継続を勧告する決議、および職業と世系に基づく差別を禁止するため、原則および指針案の作成を求めた決議を含む三〇の決議と一七の決定を採択した。

### 三 国連システム改革と市民社会の挑戦

当事者が直面している現状を声に出して訴え、NGOや専門家が当事者とともに対話や行動をする不断の努力は、先住民族問題やマイノリティ問題が人権に関わる国際機関の場で継続して討議され、意識化されることに繋

がってきている。

この努力にもかかわらず、安全保障理事会を中心とした、縦割り官僚組織、ガリ前事務総長の言葉を借りれば「家父長制的な権威主義」で未だ構成されている国連は、どこまで現場の声に真摯に心を開き、その当事者たちと対話できるであろうか。大国中心の国連が、これまでのように米欧中心の合理的解決策をその他の国へ移転するのではなく、国家の枠を超えた、異なった考え方、価値観を持つ人々との絶え間ない対話が必要になってくる。しかしながら、当事者との対話に無関心で、いまだ縦割り組織の現状を維持しようとする国連システムの体制が見うけられる。

小委員会は、上部組織の人権委員会の圧力により、二〇〇〇年以降、それぞれの議題に関して特定の国家に対し働きかけることが禁止されている。また、当事者との対話から進められてきた実践的な小委員会はその主体を当事者から専門家集団へと移し、「頭脳集団」によるシンクタンク的な役割へとその性格を変えてきている。この結果、当事者やNGOが批判的に小委員会の役割を捉え、この機関へ参加し、声明文を発表する数が年々減少してきている。作業部会の役割についても、先住民族問題の場合、作業部会よりも国連における地位が高く経済

社会理事会の直属機関として強い権限が付与された常設フォーラムが、二〇〇二年に設置されたことで、作業部会の存続が脅かされてきている。

こういった状況は、上記した「家父長制な権威主義」の構造に、未だ国連が依存している現状を表していると思われる。今インターンの最後に、イラクのバグダッドで起きた国連現地本部の爆撃テロ（二〇〇三年八月一日）は、痛ましい事件ではあるが、現場に生きる多様な人々との対話の欠落を象徴する出来事ではなかったか。

この対話を実現するため、今まさに現場と接する人権高等弁務官事務所を含む国際機関や、NGO、専門家、政府と現場の当事者が問題を討議できる作業部会、人権小委員会が、もう一度その果たすべき役割を再確認し、誰のための人権推進であり、保護なのかを真摯に捉えなおすことが求められている。

### 1 国連人権会議に当事者の声が届いているのか

今回のインターンを終え、最善の努力を尽くして得た結果に、喜びを隠せない私ではあったが、一方で「なぜNGOがこのように懸命な働きかけをするのか?」、「なぜ、当事者やその代表であるNGOは、貴重な時間を割き、大金を費やしてまで、国連（作業部会や小委員会）

へ声明文を読みに来るのか?」、「結果、どのような成果が、彼／彼女ら、または市民社会に反映されるのか?」という疑問を持つようになった。

小委員会で発言するためには、個人の資格だけでは無理である。国連と協議資格を持つ国際NGOのメンバーであるか、もしくはそれらのNGOから名前を借りることで許可される。したがって、小委員会で発言するためには、NGO選びが肝心となる。たとえ協議資格のあるNGOを選んだとしても、NGOが信頼性に欠け、小委員会に関する知識に乏しければ、発言者が望む目的を達成することは極めて困難となる。IMADRジュネーブ事務所の田中氏によると、国際NGOが果たす役割は、当事者や現場の人に発言する場を提供し、目的達成のために情報や知識を提供することである。さらに、提供できる知識として、田中氏はロビーイングの重要性を強調した。これは、取り上げている問題を支持してくれる、もしくは反対しない個人（専門家）、集団（国連機関、NGO）、国（政府）を探し、最終的に小委員会で当該問題を解決するための基準設定を決議、決定し、上部の国連人権委員会へ勧告してもらうように働きかける戦略的方法である。

上述した私の経験を例にとると、小委員会のアイデ／

横田委員はもちろんのこと、イギリス、セネガル、アメリカ出身の委員やUNESCOの代表と「職業と世系に基づく差別」に関する問題を訴えるための対話の機会を持った。また、これまでアジアのカースト問題を中心に扱っていた当該差別が、なぜ今会期でアフリカの問題をわざわざ扱ったのかというと、目新しい問題を扱うことで、ある問題だけに固執することを避け、普遍的に当該問題を扱おうとする意図があり、これにより継続的に当該問題が議題として位置づけられるという事情があるためだ。

たとえ抑圧されている人々が直面する問題を、どれほど感情的な言葉に表して発言したところで、国連機関の専門家や加盟国政府の支持を得るための戦略的な手法や情報がなければ、当該問題が継続して国連で取り上げられることは極めて困難となる。したがって、国連機関にとって人権に関する問題は、まさに政治と密接に関係しているといえる。とすれば、当事者や市民社会の代表であるNGOは、いかに政治色の強い国連に、人権問題を訴えていくべきなのだろうか。

## 2 国連は、活用すべき道具

当事者が国連に対して訴えてきた問題を継続して議論

させ、解決の方向性を見出すためには、当事者がこれまでのように、国連を既存の権威ある機関として絶対視することや、国際NGOに全面的に頼るような受身的な姿勢をとることをやめるべきである。そうではなく、発言方法や発言時間その他一定のルールに従いながらも、国連機関やNGOを積極的に活用すべき道具として捉え、戦略的な手法や情報を能動的に学んでいこうとする姿勢が大切であると思う。

今小委員会で、IDSNのメンバーであるIMADRや反奴隷制国際は、アフリカに存在するカースト差別に直面する当事者の人々に発言の場を提供し、戦略的ロビーイング方法を実践した。また、発言の場を提供された当事者は、この場や知識を受身的に受け取っただけでなく、限られた時間で、積極的に自らが直面している問題を、小委員会の専門家や国連機関の委員に訴えた。例えば、シイ氏はセネガル出身のギゼー小委員会委員と話し合いの機会を創出していた。また、サマド氏、デュベ氏、レリュ氏は英国出身のハン普森小委員会委員と話し合い、来年の小委員会にはもう少し早く参加し、ソマリア以外の国に移住しながらもカースト差別に直面しているディアスポラの問題を訴えるようアドバイスをもらった。

これらの事例の場合は、当事者が国連機関やNGOに頼るだけでなく、これらの機関を積極的に活用すべき道具として捉え、彼／彼女たちの方法で能動的に働きかけたのである。

このように、当事者が直面する現状を国連やNGOという道具を活用して変えていこうとする発想の転換が必要であるということを今インタビューを通し実感した。

### 3 国連と市民社会とのギャップ

積極的に国連や国際NGOを活用することは、地理的・経済的な理由で当事者にとって極めて困難であることも事実だ。国連に参加できる当事者を見ても、国際法の知識を持ち、国連公用語（特に英語）を理解できる集団や個人がその主流を占めている。また、日本語が国連公用語として認められていないため、日本人が国連を効果的に活用するためには多くの障害を強いられる。したがって、これらの障害をクリアする集団や個人のみが国連機関を有効に活用できることになる。となれば、国連が市民社会に対して果たす役割は、大変限られたものとなる。

私自身が当事者として抱える部落差別問題やその他の

国に存在する「職業と世系に基づく差別」に対し、法的措置を勧告したCEDRの一般勧告29や、今会期で可決された決議を、積極的に活用できるほど日本の部落の当事者や市民社会が理解しているものであろうか。また、この勧告や決議は日本国内で効果的に活用できるのであろうか。

国連と市民社会とのギャップを埋めるためには、IMADRのような国際NGOが担う役割が非常に重要である。日本国内では、国連で決議、勧告された情報を当事者や市民社会にできるだけの確、効果的に提供し、政府、企業、学校、宗教組織、その他の公共施設といった民間セクターも含むすべての関係アクターに働きかけていくことが必要である。さらに国際的には、IDSNのようなNGOの国際的なネットワークを利用し、国際人権条約機関その他の国連諸機関と市民社会や当事者との仲介をすることも必要であろう。しかし、国際NGOはあくまでも当事者に対し情報や発言の場を提供する団体であって、当事者が主要アクターであることを忘れてはならないだろう。

また先住民族やマイノリティ当事者は直面する問題を改善するために、国際連帯や専門知識を蓄積するための努力を惜しんではならない。国際NGO、市民社会、当

事者の相互努力による新たな関係性の創造と新たな社会の構築が、今日求められているのではなからうか。

#### 四 おわりに

これまで「職業と世系に基づく差別」に関する問題に携わってきた人々にとって、今後この問題を国際機関で継続して議論させるために、今会期小委員会で採択された決議は大変重要であると思われる。さらに、政治的、経済的、社会的、文化的な文脈で抑圧の内にいる先住民族やマイノリティを中心とする被抑圧者の人々が、彼／彼女の日々直面する状況を改善するため国連に集い、当事者の声を伝え、専門家、国際NGO、政府や国際機関と対話を継続させることの難しさと重要性を、今回のインタビューを通して実感した。私が次に向かう課題は、今インタビューで得た経験を市民社会へ持ち帰り、当該差別に直面する当事者や現場の人々と共有し、国連と、国際NGOを今以上に積極的に活用できるようにしていくことである。また、部落差別と向き合う若者・当事者が、一人でも多くこれらの営みに参加できる機会と、その機会を共有できるようなシステムを、国連機関やその当事者が関係する組織内外を問わず創りあげていくことの重

要性を指摘したい。明日をつくるのは、次世代を担う若者たちであり、今日を生きる私たちである。

イギリス、オーストラリア、スペインから来たIMADRインタビューの仲間と、時に口論し、深夜までロビーイングやブリーフィングの準備に明け暮れる日々が続いた。このインタビューが私にとって実り多きものとなったのは、彼／彼女らとの一カ月以上にわたる共同作業があったることである。さらに、私たちインタビューを指導してくださったIMADRジュネーブ事務所国連代表の田中敦子氏をはじめ、これまで部落差別やその他の差別の撤廃に尽力してこられた多くの先輩方に対して感謝の気持ちで一杯である。最後に、このようなすばらしい機会を与えてくださった原田伴彦記念基金に感謝の意を表したい。

#### 注

(1) 作業部会と並行して行われた、先住民の代表が集結する政策決定会合。作業部会開催中、会議開始前、昼休み、会議終了後、連日のように開かれた。

(2) 国連人権委員会・国連憲章に基づき設置された人権問題を扱う機能委員会。選挙で選ばれた五三カ国の代表によって構成されている。

- (3) カースト差別を含むあらゆる地域に存在する門地差別の撤廃をめざす国際的なNGOネットワーク組織。
- (4) 職業と世系に基づく差別に関するアイデ／横田委員による拡大作業文書の全訳は『部落解放研究』第一五五号、二〇〇三年一月二月参照。
- (5) バビロン捕囚後にユダヤ人が離散したことをいう。パレスチナ以外の地に住むユダヤ人。転じて、居住地を離れた移住者を指す。
- (6) アイデ／横田委員の拡大作業文書を受けた小委員会の決議に関する詳しい内容については『部落解放研究』第一五五号、二〇〇三年、一月二月参照。
- (7) 決議の詳しい内容については『ヒューマンライツ』第一八七号、二〇〇三年、一〇月参照。
- (8) 武者小路公秀、明治学院大学国際平和研究所編、一九九五『国連の再生と地球民主主義』柏木書房。
- (9) 吉田康彦、二〇〇二『国連改革…「幻想」と「否定論」を超えて』集英社新書。

## 二〇〇四年度

### 原田伴彦記念基金にもとづく国際人権人材養成事業応募要項

- (1) 主旨・目的 国際人権に関する人材を育成する。
- (2) 支援内容 国連人権の促進及び保護に関する小委員会（国連人権小委員会）等にインターンとして派遣する。
- 期間 二〇〇四年七月一日～八月三十一日、スイス・ジュネーブ  
受入団体 反差別国際運動（IMADR）  
任務の内容
1. 国連人権小委員会、人種差別撤廃委員会及び先住民（族）作業部会に参加する。
  2. ジュネーブで、IMADRをはじめとするNGOの活動に参加する。
  3. 報告書を作成する。（研究所通信）、「ヒューマンライツ」、紀要『部落解放研究』及びIMADR用に英文の報告書（ドラフト）
  - (3) 支給金額 六〇万円
  - (4) 応募資格 以下の1～3までの条件を満たしている方
  1. 国連の採択した世界人権宣言や国際人権規約などの国際人権法と人権活動について基礎的な知識を持っている方
  2. 英語力を一定程度有する方
  3. 大学院クラスの研究実績をもっているか、人権NGOで一定の活動実績をもっている方
  - (5) 申込方法 簡単な履歴書と応募するにあたっての決意文（四〇〇字詰原稿用紙三枚程度）を日・英にて五月三十一日までに下記に郵送。
  - (6) 選考 原田伴彦記念基金運営委員会で行う。
  - (7) 選考結果の通知 六月一日（火）
- \*お問い合わせは、部落解放・人権研究所の友永または松本まで。  
〒556-0028 大阪市浪速区久保吉1-6-12 (社)部落解放・人権研究所  
二〇〇四年度原田伴彦記念基金にもとづく国際人権人材養成事業係宛  
TEL: 06-6568-0905 / FAX: 06-6568-0714  
e-mail: soumu@bhrrr.org